

穂積八束とルドルフ・ゾーム

坂井大輔*

- I はじめに
- II 穂積八束の留学
- III ルドルフ・ゾームの法思想
- IV 穂積八束とルドルフ・ゾーム
- V 結語

I はじめに

本稿の目的は、穂積八束が自身の学説形成において、ドイツの法学者ルドルフ・ゾーム (Gotthard Julius Rudolph Sohm, 1841-1917) からどのような影響を受けていたのかを検討することである。一般に、法学説の継受について検討する際には、同じ——または密接に関連する——法分野の人物同士を比較することが多いと思われる。戦前期の憲法学者については、たとえば穂積八束についてはラーバント (Paul Laband, 1838-1918) との比較が、美濃部達吉についてはイエリネック (Georg Jellinek, 1851-1911) との比較が、中心的検討課題となってきたように思われる¹⁾。それにもかかわらず、八束との関係において、ゲルマン法および教会法の研究を主として行なったゾームを取り上げるのは、以下のような事

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第15巻第1号 2016年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 八束とラーバントとの比較については、リチャード・マイニア (佐藤・長尾・田中訳) 『西洋法思想の継受 穂積八束の思想史的考察』東京大学出版会、1971年が重要である。また、美濃部とイエリネックとを比較した最近の研究として、森元拓「美濃部達吉とイエリネック——法理論の継受とその背景」大野達司編『社会と主権』法政大学出版局、2014年が挙げられる。

情による。

筆者は前稿において、憲法学に留まらない八束の多彩な言説を、彼独自の「公法学」の体系として提示しようと試みた。そこで明らかになったのは、祖先教論と家国一致論を軸とする国体論が、彼の法解釈の全体を規定しており、その目的はあくまでも臣民の生活の保障に置かれていた、ということであった²⁾。このような八束の〈天皇制共産主義〉的思考は、いわゆる憲法解釈学という枠組みを越えている部分があるため、それがいかにして生じたのかを検討する際には、ドイツの憲法学者との比較だけでは十分な結果を得られないのではないかという悩みがある。

そこで本稿では、筆者が前稿で検討の対象とすることができなかった、穂積八束「公法学」の成立過程を検証する作業の一環として、八束とルドルフ・ゾームとの関係を探ってみたい。それは、八束の著作の要所要所に現れるゾームへの言及が、八束「公法学」の全体像に対するゾームの強い影響力を示しているように思われるからである³⁾。

以下ではまず、両者の影響関係を測る前提として、留学前の穂積八束がどのような学識を有していたのか、また、ドイツ留学をどのようなスケジュールで実施したのかを確認する(Ⅱ)。次に、ルドルフ・ゾームという法学者がいかなる人物であったか、どのような法思想の持ち主であったかを検討し(Ⅲ)、最後に、それらを総合して、両者の関わりについて考察を試みる(Ⅳ)。

Ⅱ 穂積八束の留学

1 学生時代

穂積八束は1879年に東京大学文学部政治学科に入学し、在学中の1882年に起こった憲法論争に参加した⁴⁾。八束が公表した論説は、以下の6本である。

-
- 2) 坂井大輔「穂積八束の『公法学』(1)(2・完)」(1)『一橋法学』12巻1号、2013年、(2・完)『一橋法学』12巻2号、2013年、(1)262頁以下、(2・完)613頁以下。
 - 3) 筆者はかつて、八束はゾームからさほど影響を受けていないのではないか、という推測を記したが、これは誤りであった(坂井前掲註2)、(1)252頁)。したがって本稿は、前稿の修正という面も持っている。

- ①「国会議院ハ兩局ノ設立ヲ要ス」『東京日日新聞』1882年4月19～21日朝刊
- ②「憲法制定権ノ所在ヲ論ズ」『東京日日新聞』1882年4月26日朝刊
- ③「政治学政党編ヲ講ズ」『東京日日新聞』1882年5月2～5日朝刊
- ④「政治学政党編ヲ講ズ(下篇)」『東京日日新聞』1882年5月27日、29～30日朝刊
- ⑤「東洋社会党ノ団結」『東京日日新聞』1882年6月2日朝刊
- ⑥「政治学政談集會篇ヲ講ズ」『東京日日新聞』1882年6月15日朝刊

これらの論説は、基本的には八束が当時学んでいた西洋の政治学を祖述するものである⁵⁾。その点が顕著に表れるのは、政党内閣制に対する見解であろう。八束が議院内閣制を権力分立に反する「議院専制政体」として批判したことは周知の如くであるが⁶⁾、この時点での彼の議論は、二大政党を基礎とする議院内閣制を——ビスマルクのような優れた宰相が居ないのであれば、という限定つきではあるものの——承認している⁷⁾。

また、後の八束の見解との対比として興味深いのは、「東洋社会党ノ団結」に現れる彼の権利観である⁸⁾。この論説において八束は、権利の平等を求める東洋社会党の主張を「各個人ノ権利自由ヲ圧⁹⁾するものとして批判し、以下のように述べる。

-
- 4) この時期、主として新聞紙上において、主権の所在、議会制度、政党内閣の是非など、多様な憲法問題についての論争が行なわれた。その詳細については、稲田正次『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、1960年、599頁以下を参照されたい。ここで取り上げる八束の論説については、マイニア前掲註1)、20頁以下、および長尾龍一「八束の髓から明治史視く」同編『穂積八束集』信山社、2001年、280頁以下の紹介を参照されたい。
 - 5) 「穂積八束の一八八二年における政治思想は、保守的ではあったが、その保守主義は完全に十九世紀後年の西洋の憲法思想・政治思想の枠内にあり、国家や人種の境界を越えた政治学の立場を堅持している。」(マイニア前掲註1)、30頁)。
 - 6) 穂積八束「立憲政体ノ本旨」穂積重威編『穂積八束博士論文集』増補改版、有斐閣、1943年(初版1913年、論文初出1898年)、416頁。以下、同論文集からの引用については、『論文集』とのみ略記し、論文初出年を付すこととする。穂積八束の文献を引用する際には、傍点等を省略する。
 - 7) 穂積八束「政治学政党編ヲ講ズ」『東京日日新聞』1882年5月5日朝刊、同「政治学政党編ヲ講ズ(下篇)」『東京日日新聞』1882年5月29日朝刊。
 - 8) この論説においては、「権利」および「権理」という二通りの表記が混在しているが、本稿では便宜上、引用部分以外については「権利」と表記する。
 - 9) 穂積八束「東洋社会党ノ団結」『東京日日新聞』1882年6月2日朝刊。

「権利ナル者ハ何等ノ理由アリテ平等ナラザルベカラズトスルカ何ガ故ニ智者ハ隣人ノ愚ナル為ニ享有セラルベキ権利ノ一部ヲ割キテ愚者ト共ニ其権理区域ヲ縮小ニセザルベキカ……他人ノ勞ニ倍スルノ事業ヲ為シ之ニ倍スルノ効跡ヲ成シタルヲ以テ他人ニ倍スルノ報酬ヲ享有スルニ於テ何かアラン懶惰者モ勉強者モ失敗モ成功モ智愚モ巧拙モ差別ナク同一ノ報酬ニテ満足セヨトイハンハ太甚ダ苛酷ナルガ如シ」¹⁰⁾

智者の挙げた成果を愚者に配分することを拒絶する、この「強者の自由主義」¹¹⁾に立脚する権利観と、帰国後、民法典論争の渦中において「財産ト云ヒ権利ト云フ人定ノ製作物ニシテ何ソ優者カ劣者ノ食ヲ奪フノ口実タルニ過キササルヲ知ランヤ」¹²⁾と叫んだ八束の思想との間には、大きな断絶があるといえよう。

結論を先取りして言えば、このような八束の思想の変容に対して重要な影響を与えた人物こそ、ルドルフ・ゾームだったのではないか、というのが、本稿の仮説である。西洋の政治学を受容したうえで、それを民権派に対抗する君主主義、漸進主義の立場から説いていた八束に対して、ドイツへの留学はいかなる刺激を与えたのであろうか。この点については、IVで検討することとし、まずは彼のドイツ留学のスケジュールを確認し、併せて、これについてこれまで何が論じられてきたのかを概観してみたい。

2 ドイツ留学

穂積八束は、1884年8月、「欧洲制度沿革史及公法学」専修のため、ドイツへ留学した。1889年1月に帰国するまでの彼の足跡は、以下の通りである¹³⁾。

1884-5年冬学期	ハイデルベルク大学に学籍登録（官房学）
1885年夏学期	ベルリン大学（哲学）

10) 同上。ただし、「縮小ニセザルベキカ」という原文の記載は、論旨に照らすならば「縮小ニセザルベカラザルベキカ」の誤りであると思われる。

11) 長尾前掲註4)、290頁。

12) 穂積八束「国家的民法」『論文集』（初出1891年）215頁。

1885-6 年冬学期 ハイデルベルク大学 (官房学)
 1886 年夏学期～1888 年 シュトラスブルク大学 (法学)

留学中に八束が師事した学者としてこれまでの研究で指摘されているのは、ヘルマン・シュルツェ (Johann Friedrich Hermann von Schulze-Gaevernitz, 1824-1888, ハイデルベルク大学)、パウル・ラーバントおよびルドルフ・ゾーム (共にシュトラスブルク大学) といった面々である¹⁴⁾。中でも、ラーバントとの関係については、これまで盛んに論じられてきた。たとえばリチャード・マイニアは、ラーバントと八束との比較を通じて、「穂積の理論的定式の多くは、ラーバントからの逐語的な借用である」と結論づけつつも、法と倫理の分離という点においては、八束はラーバントの実証主義論を「完全に捨て」たと述べている¹⁵⁾。また、長尾龍一は、憲法学の方法論や解釈論上の多くの問題について八束がラーバントの影響を受けたことを指摘する¹⁶⁾一方で、『『国体』という神秘的原理を楯に、家族国家論を説いた八束』が、「経験と論理のみを信ずる科学主義」を採用するラーバントの法学を摂取したことを「一見不思議である」と論評している¹⁷⁾。

では、他の学者についてはどうだろうか。マイニアは、この点について多くを語らない。シュルツェについては、「ドイツ法学史上余り重要な人物ではな

13) 高橋作衛「穂積八束先生伝」『論文集』(初出 1913 年) 13 頁以下。旅程については長尾前掲註 4)、290-8 頁も参照した。帰国の日付から考えると、1888 年 11 月の下旬頃に帰路に就いたものと思われる。学籍登録については、ベルリン国立図書館 (Staatsbibliothek zu Berlin) の司書・研究員であるルドルフ・ハルトマン (Rudolph Hartmann) によって作成されたオンライン・データベース、“Japans Studierende in Deutschland 1868-1914” の、穂積八束の項を参照した (URL: <http://crossasia.org/digital/japans-studierende/> [最終閲覧日: 2016 年 2 月 16 日])。本データベースは、1868 年から 1914 年までにドイツに留学した日本人が、いつ、どの大学で、何を専攻として学籍登録したのかを網羅的に調査したものである。

14) 長尾前掲註 4)、293 頁は、八束がベルリン大学でルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolph von Gneist, 1816-1895) の講義に出席したものと考えている。ただし、長尾が根拠として挙げているのは、八束の筆跡で「プロフェッサーグナイスト」と書かれた写真が穂積家に残されていた、という点のみであるため、事実関係は不明である。八束がベルリン大学へ転学した動機については、別の機会に検討してみたい。

15) マイニア前掲註 1)、139-40 頁。

16) 長尾前掲註 4)、295 頁。

17) 同上、294 頁。

い」¹⁸⁾とし、ゾームについても、「ゾームの影響は穂積の諸著作に散在する西洋法史・西洋宗教史に関する記述にみられるかもしれないが、これから直接の影響を文献的に考証しようとすることは、本書の埒外への彷徨を余儀なくされるのみであろう」¹⁹⁾と述べるに留め、検討の対象から除外している。長尾は、シュルツェについては、その関心が「法理論よりも歴史にあることが推測」されるため、「テリーから分析法学の薫陶を受けた八東には物足りなかった」²⁰⁾ようであると評している。また、ゾームについては、八東の著作に基づき、「シュトラスブルクには、教会法学者ルドルフ・ゾームもいて、八東はその講義に出席し、後にそのノートに基づいて、『国家ト宗教トノ関係』という講演をしている。ゾームは色々政治論もしたらしく、議会は国家全体の代表たりえず、君主こそ『愚ト貧トヲ護ルノ天与ノ保佑者』であるという社会君主制論を、講義で聴いた。私法は財産法で、家族法は公法であるという説も八東に影響を与えた」²¹⁾と記載している。

以上の記述から明らかになるのは、穂積八東が自身の憲法学を構築する際に、ラーバントから大きな影響を受けていること、しかしながら、その憲法学を支える八東の基本的発想——マイニアにおいては法と倫理との一致、長尾については家族国家論が挙げられている——は、ラーバントのそれから逸脱している、ということである²²⁾。まさにこの逸脱した部分について、八東の思想の淵源を辿る際に重要となってくるのが、先の長尾の指摘である。Iでも若干指摘したとおり、八東の思想の基礎となっているものを約言すれば、それは、祖先教およびそれを

18) マイニア前掲註1)、31頁。

19) 同上、32頁。

20) 長尾前掲註4)、294頁。

21) 同上、296頁。なお、原文には『論文集』初版の参照頁が記載されているが、ここでは省略する。

22) 西村裕一は、八東の国体概念とラーバントの用いたドイツ国法学上の概念である Staatsform とを比較し、前者が後者の翻訳語であるとする見解に対して慎重な姿勢を示している（西村裕一「日本憲法学における国体概念の導入について——明治15年の憲法学序説」高橋和之編『日中における西欧立憲主義の継受と変容』岩波書店、2014年、55頁以下）。なお、西村裕一「穂積八東を読む美濃部達吉——教育勅語と国体論——」岡田信弘・笹田栄司・長谷部恭男編『憲法の基底と憲法論 思想・制度・運用 高見勝利先生古稀記念』信山社、2015年も、併せて参照されたい。

国家レベルに拡張するための家國一致論、そして、その帰結としての〈天皇一臣民〉間の忠誠と保護の関係であろう。そして、長尾の指摘した諸要素の内「家族法は公法である」という命題は前者に、「社会君主制論」は後者に、密接に関係している。これゆえ、八束の思想がどのようにして成立したのかを問うのであれば、ラーバントに加えて、ルドルフ・ゾームとの関係を無視するわけにはいかないのである。ゾームの著作と八束の著作とを対照したうえで、両者の関係性を明らかにしていくことが、以下の行論の課題である。

Ⅲ ルドルフ・ゾームの法思想

1 略歴

まず、ルドルフ・ゾームの略歴を確認しておきたい²³⁾。ゾームは1841年にロストックで生まれ、1864年ロストック大学において法学博士号を取得した。1870年にフライブルク大学教授となり、1872年にはシュトラスブルク大学に、また、1887年にはライプツィヒ大学に、招聘されている²⁴⁾。また、1891年に民法典編纂第二委員会の委員となって民法典の編纂に関与し²⁵⁾、1896年には、フ

23) ゾームの略歴については、以下のものを参照した。Tier, Andreas: "Sohm, Gotthard Julius Rudolph", in: NDB, Bd. 24, 2010, S. 539ff; Landau, Peter: "Rudolph Sohm", in: Stolleis, Michael (Hrsg.): JURISTEN. Ein biographisches Lexikon von der Antike bis zum 20. Jahrhundert, München 1995; 和田昌衛「ルドルフ・ゾームについて」同著『ドイツ福音主義教会法研究』明治学院大学和田昌衛教授遺稿集刊行委員会、1977年(初出1951年)。

24) ライプツィヒ大学のホームページにおいて公開されているデータベース、“Historische Vorlesungsverzeichnisse der Universität Leipzig”によれば、ゾームがライプツィヒ大学で講義を開始したのは1887年の冬学期であるため (URL: http://histvv.uni-leipzig.de/dozenten/sohm_r.html [最終閲覧日: 2016年2月16日])、八束がゾームのもとで学んだ期間は、1886年夏学期から1887年夏学期の3学期間ということになる。この期間中にゾームがシュトラスブルク大学において担当した科目は、①ドイツ法史(1886年夏学期、月～金曜日)、②パンデクテン演習(1886年夏学期、水曜日)、③教会法および婚姻法(1886/87年冬学期、月～金曜日)、④ドイツ法史(1887年夏学期、月～金曜日)、⑤アルザス＝ロレーヌの教会法(1887年夏学期、水曜日)、の5つである。Vgl. Verzeichnis der Vorlesungen an der Kaiser-Wilhelm-Universität Strassburg, Sommersemester 1886, Strassburg 1886, S. 4f; Wintersemester 1886/87, Strassburg 1886, S. 6; Sommersemester 1887, Strassburg 1887, S. 5f.

リードリヒ・ナウマン (Friedrich Naumann, 1860-1919) とともに、国民社会連盟 (Nationalsozialer Verein) の設立に参加し、政治的活動を行なっている。その著作は、ゲルマン法、ローマ法、教会法といった様々な分野にわたっており、加えて政治的言論も多く刊行されている²⁶⁾。かくしてドイツの法学のみならず立法や現実政治においても多くの功績を遺したゾームは、1917年に死去した。

2 ルドルフ・ゾームの法思想

以上のようなゾームの活動の全体像を把握し、その法思想を跡づけることは、筆者の能力を越える課題である。ここでは、アンドレアス・ビューラーによるゾーム研究²⁷⁾に学びつつ、本稿の関心に即して²⁸⁾、ゾーム法思想の一端を示してみたい。

(1) ゾーム法思想における権力——国家・民族・法

ビューラーによれば、ゾームの法思想は権力と自由という2つの要素の対立として捉えられる²⁹⁾。まず始めに、前者を取り上げよう。ゾームの法思想を特徴づけるのは、国家の権力性である。

「国家は権力である。国家は圧倒的なものである。国家は巨人であり、君は小人の国の生まれであり、巨人の玩具である。国家権力は我々全員の上に、間

25) ゾームが委員となった経緯については、西村稔『知の社会史——近代ドイツの法学と知識社会』木鐸社、1987年、179頁以下を参照されたい。

26) ゾームの主要著作一覧については、和田前掲註23)、19-21頁を参照されたい。

27) Bühler, Andreas: Kirche und Staat bei Rudolph Sohm, Zürich 1965. 本書はベルン大学福音神学部へ提出された博士学位論文である。ゾーム研究の多くが彼の教会法学に関心を寄せているのに対して、ビューラーのこの著作は他の法分野における著作や、政治的な著作、演説等をも視野に収めた上で、ゾーム法思想の全体像を描き出そうと試みたほとんど唯一の作品であり、今日に至るまで参照され続けている。

28) ゾームの法思想を検討する上で極めて重要である教会法論には、本稿では立ち入ることができない。ゾームの教会法論については、差し当たり、和田昌衛「法的教会概念をめぐる諸問題——ルドルフ・ゾームの学説を中心に——」同著『ドイツ福音主義教会法研究』明治学院大学和田昌衛教授遺稿集刊行委員会、1977年(初出1953年)を参照されたい。

29) Bühler (Fn. 27), S. 32.

断なく途方もない圧力を加えているのである！」³⁰⁾

ただし、このような「圧力」は、単なる抑圧ではなく、個人の生存に不可欠な大気圧のようなものである、とゾームは考えている³¹⁾。というのも、このような権力国家が存在する目的は、その中で生きる民族 (Volk) の生存を保障することにあるからである³²⁾。

このことは、国家の起源についてのゾームの見解から、明瞭に看取される。ゾームによれば、国家の起源は戦争に求められる。

「戦争の危険性という重圧の下で、民族は軍隊へと、国家へとまとまっていく。戦争は社会を破壊する力ではなく、むしろ社会を構築する力なのである。」³³⁾

ある人間集団が、戦争の脅威を目前にして、自分たちの生存を維持するために凝集したものが民族である。したがって、ゾームにおいては、血縁や文化といったエスニック・グループとしての要素は、民族の成立にとって本質的な要素ではない³⁴⁾。そして、こうして集合した民族の創り出す軍事的編成こそが国家に他ならない、とゾームは考えているのである。これによって、民族全体の——ひいては諸個人の——生存を維持するための強大な権力と、その権力に対する服従義務

30) Sohm, Rudolph: Die Entwicklung des Staatsgedankens in Deutschland, in: Protokoll über die Verhandlungen des Nationalsozialen Vereins (vierter Vertretertag) zu Göttingen vom 1.-4. Oktober 1899, Berlin, S. 53.

31) Ebd. Vgl. Sohm, Rudolph: Weltliches und geistliches Recht, in: Festgabe der Leipziger Juristenfakultät für Karl Binding, München und Leipzig 1914, S. 19.

32) Sohm, Rudolph: Die Entwicklungsgeschichte des modernen Staates, in: Cosmopolis, Bd. 5, Nr. 15, Paris 1897, S. 853.

33) Sohm, Rudolph: Institutionen. Ein Lehrbuch der Geschichte und des Systems des römischen Privatrechts, 7. Aufl., Leipzig 1898, S. 23.

34) 「戦争の危険性が、諸部族 (Stämme) を国家へと——『いかなる窮状に置かれようとも、またいかなる危険に曝されようとも、決して別れることのない』兄弟たちからなる民族へと——鍛え上げた。」(Sohm (Fn. 32), S. 853.) なお、ここでゾームが引用しているのは、フリードリヒ・シラーの戯曲『ヴィルヘルム・テル』に登場するリュトリの誓い——スイス建国の盟約——の場面である (シラー (桜井政隆訳) 『ヴィルヘルム・テル』岩波文庫、1929年、96頁)。

とが正当化されることとなる。

そして、既にこの点からも浮かび上がってきているように、ゾームの国家観念は民族を基礎として形成されている。「ゾームの考える国家は単なる権力国家ではなく、同時に極めて明瞭に、国民国家という特徴を有する」³⁵⁾のである。

「諸個人は民族を欠いては無である。彼らは身体的・精神的・倫理的にみて何者であるか、何を有しているかを考えてみるが良い。それらすべては、民族によって斯くあらしめられたのであり、与えられたのである。民族は君に生を与えた。だからそれを民族に返すが良い！ 民族に民族のものを与えよ！ 自身の生命を民族に返す者だけが、それを得るであろう。我が民族に仕えることこそ、我らの現世における使命である。民族の中に組み込まれること、民族生存のために必要な事柄（法秩序）に従属すること、これは倫理的義務である。」³⁶⁾

ゾームにおいては、国家権力の担い手は民族そのものであり、諸個人は民族全体への奉仕、即ち国家への服従を、倫理的に義務づけられる。

このような強烈な主張は、彼の生まれた時代と無関係ではない。ゾームはこうも述べている。

「ドイツ帝国の力は、ある一つの、否定しようのない事実——ドイツ民族が存在しているという事実——に基づいている。ドイツ民族がそこにある限り、ドイツ帝国もまた存在し続けるであろう。血は法律よりも濃い。法律がどのようなものであろうと、血が我々を束ねるのである。我々は兄弟同士であればこそ団結しているのだ」³⁷⁾

35) Bühler (Fn. 27), S. 36. ただし、ビューラーによれば、この点が真に前景に押し出されるのは、1895年以降である (Ebd., S. 37)。

36) Sohm (Fn. 31), S. 17.

37) Sohm, Rudolph: Das Allgemeine Wahlrecht als Grundlage der inneren und äußeren Politik, in: Protokoll über die Verhandlungen des Nationalsozialen Vereins (zweiter Delegiertentag) zu Erfurt vom 26. bis 29. September 1897, Berlin, S. 44.

民族によって国家を基礎づける彼の思想は、彼が1871年のドイツ帝国の出現を「熱狂的な称賛を以て」体験したことと不可分であろう³⁸⁾。ゾームはここで、ドイツ民族の結びつきを「血」によって基礎づけているが、既に述べたように、このことは実際の血縁関係があるべきである、ということを含意しているわけではない。戦争が民族および国家を創造するという彼の視座は、ドイツ帝国の成立においても同様であり³⁹⁾、それゆえ、ドイツ帝国の国民として結集した人々が、ここで言うドイツ民族の実態に他ならないのである⁴⁰⁾。

法もまた、この民族国家に奉仕する規範であるとゾームは述べる。

「民族は、法秩序の淵源であると同時に、最終目標でもある」⁴¹⁾

「法の根本にある規範は、民族の維持、即ち、民族の持つ権力の維持である。したがって、民族の持つ力を強大なままに維持することに役立つ事柄は、(人間的に)正しい。法は、生存を賭けて戦う民族を編成するものである。」⁴²⁾

誕生して間もないドイツ帝国を、緊迫する世界情勢の中で守り抜くためには、強大な国家権力が必要であり、法はその権力を維持・拡大していくためのルールなのである。この点において、法は倫理的なものとして把握される。国家権力は、「人々の同意の有無を顧慮することなく」⁴³⁾外面的に法秩序への服従を強制するのであるが、そのような秩序を形成していること自体が、人が人として生きるた

38) Sohm, Rudolph: Die sozialen Pflichten der Gebildeten, Leipzig 1896, S. 11. Vgl. Bühler (Fn. 27), S. 45.

39) Sohm, Rudolph: Voten, in: Protokoll über die Verhandlungen des Nationalen Vereins (fünfter Vertreterstag) zu Leipzig vom 30. September bis 3. Oktober 1900, Berlin, S. 51.

40) 「国民国家は、運命を共にしていることから生じた民族意識の一体性そのものに、自身の力の源を見出すのである。」(Sohm, Rudolph: Ein Geleitwort, in: Sohm, Walter: Territorium und Reformation in der hessischen Geschichte 1526-1555, Marburg 1915, S. XXVI.) それゆえ、ゾームは国民 (Nation) と民族 (Volk) の2語を、多くの場面で同義的に用いている。Vgl. Bühler (Fn. 27), S. 41.

41) Sohm (Fn. 33), S. 22. 強調は原文による。以下、ドイツ語の訳文については、原文の強調を傍点で示す。

42) Ebd.

43) Sohm (Fn. 31), S. 15.

めの前提条件をなしている。

「人を人たらしめる共同体、つまり、『ブロンドの野獣』を倫理的な人物に変える共同体は、倫理的に不可欠な共同体である。共同体維持に奉仕する秩序は、倫理的に不可欠な共同体秩序なのである」⁴⁴⁾

したがって、法秩序は、それが秩序として妥当しているというただ一点において、内容の善し悪しに関わらず、また、より上位の規範と結びつけられることなく、倫理的な、正しい秩序たり得るのである。「法とは、倫理的に不可欠な、超個人的な、外面的な共同体の、自律的秩序である。端的に言えば、法とは倫理的に不可欠な共同体秩序である。」⁴⁵⁾

以上のような、ゾーム法思想における権力性は、極めて強烈である。しかしそれでもなお、ゾームの権力観は、「自由に対して明確に定まった限界を有している」⁴⁶⁾のである。そして、その限界を示すものは、諸個人の人格の自由である。

ゾームは、近代国家においては「その権力を支える柱は、市民の自由である」⁴⁷⁾と述べている。彼の見るところでは、諸個人の自由こそが、経済的・社会的活力の基盤となっているためである⁴⁸⁾。ゾームの述べる個人の自由ないし人格は、いわゆる「財産と教養ある市民」という定式に沿ったものであると思われる。ゾームが自由について論じる際には、ある場合には所有と不可分のものとして描かれており⁴⁹⁾、また、他の場合には教養の同義語として用いられている⁵⁰⁾。

44) Ebd., S. 13. なお、「ブロンドの野獣」(blonde Bestie)という表現は、ニーチェからの引用であろうと思われる(ニーチェ(信太正三訳)「道徳の系譜」信太正三・原佑・吉澤傳三郎編『ニーチェ全集 第十巻 善悪の彼岸・道徳の系譜』理想社、1967年、357頁以下)。

45) Ebd., S. 16f.

46) Bühler (Fn. 27), S. 32.

47) Sohm, Rudolph: Die sozialen Aufgaben des modernen Staates, Leipzig 1898, S. 29.

48) Sohm, Rudolf und Larenz, Max: Der Arbeiterstand und die Sozialdemokratie, Leipzig 1896, S. 34.

49) 「民族共同体は所有を創り出す。民族の力は自由によって高められるのである。」(Sohm (Fn. 31), S. 17.)

50) Sohm (Fn. 38), S. 7.

そして、所有の主体であり、教養を有する存在を、ゾームは人格と呼ぶのである。ゾームによれば、近代国家に至る発展の歴史は、ある民族においてこのような意味での自由な人格が増大してきた過程である⁵¹⁾。民族への服従を強く説きながらも、その民族の力の源泉を諸個人の自由に置くがゆえに、ゾームは、権力と自由とを常に並立させていたのであった。

(2) 公法と私法

権力と自由という2つの要素は、ゾームが公法と私法とを峻別する際のメルクマールにもなっている。ゾームによるローマ私法の入門書 „Institutionen“ 初版においては、以下のように説明されている。

「法とは人間共同体における権力分配の規範である。権力的関係には、物（および物の価値）に対する権力と、人（自由な意思）に対する権力との2種類がある。財物の世界に対する権力関係を定めるものが私法である（したがって、その中核は財産法である）。即ち、私法は、人の物に対する支配を規律するのである。これに対して公法は、人々の間の権力関係——それは即ち、目には見えず、外側から眺めるだけでは手が届きそうにもないような人間の意思に対して行使される、観念的な力を意味する——を定めるものである。公法の規律対象は、人の人に対する支配である。……一方はある物の所有を目的とし、他方は被支配者に対する国家支配者の統治権を目的としているということが、両者の対立をはっきりと示している。」⁵²⁾

前項で見た権力と自由という二つの要素が、人を支配する公法と物を支配する私法という形で表現されていることは、明らかであろう。公法に属するのは、国法（Staatsrecht）、国際法、教会法、刑法、訴訟法、そして、婚姻法や離婚法といった家族の身分に関わる法——「いわゆる純粋家族法（das sog. reine Familien-

51) Sohm (Fn. 32), S. 871f.

52) Sohm, Rudolph: Institutionen. Ein Lehrbuch der Geschichte und des Systems des römischen Privatrechts, Leipzig 1884, S. 10.

recht)」——である。私法は即ち財産法であるが⁵³⁾、家族法の一部も、慣習的に私法の枠内で叙述される⁵³⁾。

ただし、このような見方は、1898年の同書第7版において修正されることとなった。その直接の契機は、ゾーム自身も委員として関わった民法典の制定(1896年)である⁵⁴⁾。「純粹家族法」は公法であるとする見解はこの段階で放棄され、家族法は全面的に私法に分類されるようになる⁵⁵⁾。

また、私法の中核とされる財産法、つまり「物の所有」については、民法典との関わりにおいて若干の付言を要するであろう。ゾームが所有を重視することは前述の通りであるが、これは、絶対無制約の私的所有権を擁護するものではない。

「私法は、それによって我々及び国民が生存しているところの、経済的財貨の分配を統括する。民族全体が身体的に——間接的には倫理的にも——健康な生活を送れるか否かは、適正な形で財貨の分配をなすことにかかっているのだ。」⁵⁶⁾

所有もまた、物の支配権を誰に、どれほど与えるのかという「人間共同体における権力分配の規範」なのであるから、ここでもまた、国民全体の視点から財の分配を規律する、という視点が現れる。ゾームにおいては、私法もまた、社会全体に対して義務を負うのである。

(3) 労働運動と社会的帝政

ゾームの思想を読み解く上で、今ひとつ触れておかねばならないのは、彼の労働運動に対する態度である。先に見たように、ゾームはドイツ帝国の統一を大き

53) Ebd.

54) Sohm (Fn. 33), S. XI.

55) Ebd., S. 24f. この際ゾームは、私法は人の物に対する支配である、という見解を修正しなかった。そのため、家長に対する家族構成員の地位は、被支配者という人格ですらなくなり、家長の財物に類似するものとして把握されることとなった。

56) Sohm, Rudolph: Ueber den Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuchs für das Deutsche Reich in zweiter Lesung, Berlin 1895, S. 1.

な成果であると考えていたのであるが、しかし、「彼の時代における不幸は、政治的統一が達成されたはずである時点で、ドイツが2つの『民族』に——第三階級と第四階級に分かたれていること」であった⁵⁷⁾。19世紀末のドイツにおいては、市民階級と労働者階級との対立が激化していた。ゾームはこれについて、市民階級が手にしている自由が、労働者階級には——法律上は保障されているにもかかわらず——与えられていないことが問題である、と考える⁵⁸⁾。そして、この分断状況を改善するため、ゾームは、労働運動をせよと叫んだのであった⁵⁹⁾。

しかし、このことは、ゾームが社会民主主義に共感していたことを意味しない。

「我々は、あるひとつの階級の福利だけを求めることはない。ひとつの階級のみを利するような階級政治も望まない。我々が望むのは、民族全体の繁栄である。」⁶⁰⁾

あらゆる階級を包括した「民族全体」の利益を目的とするゾームは、労働者階級の利益を代表していた当時の社会民主党を支持することはできないのである。ゾームが目指したのは、労働者階級の地位向上が民族全体の利益につながるような「国民的社会政策」⁶¹⁾であった。

ゾームにとって、この「国民的社会政策」を担うに相応しい存在は、君主のみであった。

「国家の力強さは君主制に存する。君主制こそが、国家を——ひとつの党のためだけの国家としてではなく、皆のための国家として——存続させるという任務を託された唯一の権力なのである。」⁶²⁾

57) Bühler (Fn. 27), S. 41.

58) Sohm (Fn. 48), S. 4f.

59) Ebd., S. 5f.

60) Sohm, Rudolph: Voten, in: Protokoll über die Vertreterversammlung der National-Sozialen in Erfurt vom 23.-25. November 1896, Berlin, S. 52.

61) Ebd.

62) Sohm (Fn. 37), S. 30.

階級的利害を超えて、民族全体を指導できる者は君主のみである。したがって、労働運動もまた、労働者階級自身によってではなく、君主によって成功に導かれねばならないのである⁶³⁾。こうして、君主主義と社会主義の結合としての「社会的帝政」という、ゾームの欲する国家の姿が提示される⁶⁴⁾。

ゾームはまた、いわゆる「第三階級」に対して、労働者たちに門戸を開き、同等の自由と権利を与えようではないか、と説いた。国家の発展は自由な社会構成員の増大にあると考えるゾームにとって、現に自由である市民たちが労働者階級を仲間として迎え入れることは、当然の義務であった。

「発展や進歩といったもの全ての根源は、一体何であるのか。それは倫理的、精神的な教養がますます広範囲に供給されること、すなわち、われわれが社会と呼ぶものにより多くの人が加わることである。中世社会は、貴族からのみ構成されていた。その後の時代の社会は市民を、すなわち、商人、自営業者、学識者を受け入れた。20世紀においては、労働者階級も社会の中に引き入れられるよう求められている。もはや労働者階級は、単に、社会の荷物をかつぐ肉体的な力であるべきではないのだ。いや、彼らはドイツ社会において、兄弟として歓迎されるべきなのだ。」⁶⁵⁾

市民たちに課された階級間融和というこの義務は、キリスト教信仰から生じるものであるとゾームは述べる⁶⁶⁾。彼の考えによれば、「キリスト教との連帯によってのみ、社会改革は可能となる」のである⁶⁷⁾。

「法的には既に労働者階級のものであるところの自由が、今後現実のものとな

63) Sohm (Fn. 47), S. 30.

64) Bühler (Fn. 27), S. 45.

65) Sohm (Fn. 48), S. 7.

66) この点からゾームは、社会民主主義の脱宗教的性格を厳しく批判する。「我々一人一人にとって——すなわち、ドイツの労働者たちにとっても——最良の同盟者たるものは福音(Evangelium)である！……社会民主主義は労働者階級に現世の天国を約束し、その結果彼らから真の天国を奪い去るのである。」(Ebd., S. 13.)

67) Ebd., S. 14.

る、と我々が確信するならば、我々の希望は、革命にではなく、社会民主主義にでもなく、キリスト教の力へと向けられる。この力こそ、人間社会において絶えることなく効力を持ち続けているのだから。汝の兄弟に仕えよ、ここへ来て彼らを助けよ！ 彼らの権利のために闘争せよ、彼らはまだ、完全な権利を手にするに至っていないのであるから！ これは、人々が、自らはまことのキリスト者なりと自覚するならば、そのたびごとに何度でも新しく生まれてくる要求である。』⁶⁸⁾

このような訴えをゾームが行なう際に注目すべきことは、諸個人の自由・人格や市民的教養もまた、キリスト教との関連を有していることである。ゾームは、十分な教養を有し、十分な発展を遂げた人格は、キリスト教倫理に沿ったものであるべきである、そして、キリスト教倫理に基づいた教養こそが、人の意思を自由にするのだ、と述べている⁶⁹⁾。この点においてゾームは、民族への服従こそ倫理であるとする現実政治に即した法思想の傍らに、法とキリスト教倫理とがつかざるわずかな「経路」を残しているのである⁷⁰⁾。

(4) 1887年時点でのルドルフ・ゾーム

以上、ルドルフ・ゾームの法思想について、若干の検討を加えてきたが、注意せねばならないのは、穂積八束がゾームの直接教えを受けることができた期間は、ゾームがライプツィヒに招聘される1887年冬学期までである、ということである。つまり、これまで検討してきた内容は、ゾームがシュトラスブルク大学を去

68) Ebd., S. 14f.

69) Sohm (Fn. 38), S. 7.

70) 近藤潤三「ルドルフ・ゾームにおけるキリスト教と政治——世紀転換期ドイツの一思想形態——」愛知教育大学社会科学会編『社会科学論集』19号、1980年、188頁以下は、ゾームにおけるキリスト教の位置づけを「利己心が錯綜する公共生活を浄化する精神的力」と捉えたうえで、公共生活のあり方自体を決定するのは民族であるから、「キリスト教から公共生活に至る経路は、ゾームにあっては、なるほどその存在を認められているとはいえ、結局、狭く細いものでしかなかった」「たとえキリスト教に公共生活を浄化する役割が認められていたとしても、実質的には政治に対するキリスト教の屈服にほかならなかった」と述べている。本稿の関心から見れば、「狭く細い」「経路」をゾームが残していたという点が重要である。

った後に形成されたのではないか、という疑念が生じるのである。

この点について詳細に検討することは困難であるが、上記のような思想を、完全な形とは言えなくとも、シュトラスブルク大学在籍時のゾームが有していたと推測することは可能であろう。たとえば、国家の権力性の強調⁷¹⁾や階級対立についての認識⁷²⁾は、シュトラスブルク大学時代にも見られる傾向である。民族国家論については、ビューラーが指摘しているとおおり、1895年以降に顕著に表れるテーマであるが⁷³⁾、これについても、ある程度の素地はあったのではないかと推測する。というのも、彼が在籍していたシュトラスブルク大学は、普仏戦争によってドイツ領となった帝国直轄領であるアルザス＝ロレーヌ地方に、国威発揚のために創設されたものであったからであり、そこに赴任したこと自体がドイツ国家・ドイツ民族への忠誠心を意味していたと理解されるからである。そして、ゾーム自身、この招聘をととても名誉なことであると感じていたのであった⁷⁴⁾。

IV 穂積八束とルドルフ・ゾーム

1 帰国後の論説に見えるルドルフ・ゾームへの論及

留学から帰国した穂積八束は、幾つかのトピックについてゾームを引用している。これらの中から重要と思われるものをを列挙してみると、①社会全体の利益

71) Sohm, Rudolph: Die altdeutsche Reichs- und Gerichtsverfassung, Weimar 1871, S. XIV.

72) Sohm, Rudolph: Kirchengeschichte im Grundriß, 2. Aufl., Leipzig 1888, S. 10. 同書の初版はしがきには、1887年11月2日と記載されているため、同年夏頃までに概ね原稿ができて上がっていたと見て良いであろう。ここから、同書の内容についてはシュトラスブルク時代のゾームの思想を反映したものと推定する（ただし、初版は入手困難であるため、1888年の第2版を参照している。第2版のはしがきには、初版からの変更点はごくわずかである、と記されている）。

73) Bühler (Fn. 27), S. 37.

74) 佐野誠「ゾームの教会法論とカトリシズム」同著『ヴェーバーとナチズムの間』名古屋大学出版会、1993年（初出1991年）、164-5頁。なお、当地には普仏戦争以前にも大学が存在していたのであるが、皇帝の名を冠した新生シュトラスブルク大学（正式名称はKaiser-Wilhelms-Universität）は、ドイツ帝国によって「創設」されたものであると意識されていたようであり、学部編成の面でも、理学部を哲学部から分離させるといった新しい試みがなされていた（上山安敏『憲法社会史』日本評論社、1977年、131-2頁）。

を代表し、「愚ト貧トヲ護ルノ天佑」を有するのは議会ではなく皇室のみである、とする「国家全能主義」⁷⁵⁾、②民法は「国家的ニ觀察」するならば「社会財産ノ分配法」であるから、「未來ノ民法ヲシテ少シク国家的ナラシメヨ」と主張する民法典論争期の主張⁷⁶⁾、③夫婦関係や親子関係といった「純粹親族法」は公法であるとする説⁷⁷⁾、の3つであろう。これらのうち、①はゾームの社会的帝政論に、②は所有についての見解に、③は公法と私法の分類に、それぞれ該当している。また、その他にも、八束がシュトラスブルク大学で受講したゾームの講義ノートをもとに行なった、「国家ト宗教トノ関係」という講演が挙げられる⁷⁸⁾。その内容は、古代から近代にいたるキリスト教と国家との関係を手短かに論じるというものであり、それ自体としては八束の法学との関わりは薄いと思われる。ただし、キリスト教以前の祖先崇拜への言及があることから、八束と祖先教とを結びつける契機をつくったのはゾームなのではないか、という可能性を示唆するものである⁷⁹⁾。

留学以前においては政党内閣制をある程度容認し、また、自身の努力によって得た財産を他者へ分配することを拒んでいた八束が、おそらくはゾームの見解に基づいて「政務ノ責ト全能ノ主権ハ君主ニ在リ如斯ニシテ社会ノ貧苦ヲ負担スルノ劣族モ亦神聖ナル君主ノ全能権ニ倚頼シテ社会優族ノ压制ヲ免レ悲哀ナル境涯

75) 穂積八束「国家全能主義」『論文集』（初出1889年）150-1頁。

76) 穂積前掲註12)、215頁。

77) 「夫婦ノ関係親子ノ関係其他総テ権力ノ関係ニ属スル事ヲ純粹親族法ト謂フナリ」（穂積八束「祖先教ハ公法ノ源ナリ」『論文集』（初出1892年）237頁）。ゾームの「いわゆる純粹親族法」という分類に相当するものである。

78) 八束はこの講演の末尾に、「私ハストラスブルグノ大学ニ居リマシテ十年前ノコトテアリマスケレトモゾーム先生カー週間ニ一度ツ、宗教制度ノ沿革ヲ一学期ノ間開講シマシタ其講釈ヲ私ノ筆記シタ者カ残ツテ居ル之ニヨリテ此処ニ御取次シタ、ケテアリマス」（穂積八束「国家ト宗教トノ関係」『論文集』（初出1900年）468頁）と述べている。前掲註24)に掲げたゾームの担当科目のうち、「一週間ニ一度ツ、宗教制度ノ沿革ヲ一学期ノ間開講」したものは、⑤アルザス＝ロレーヌの教会法（1887年夏学期、水曜日）のみであるため、この講義が八束の講演の基となったと考えられる。

79) 同上、455-6頁。八束の祖先教論は、フェステル・ド・クーランジュ（Numa Denis Fustel de Coulanges, 1830-1889）の祖先崇拜論を典拠として展開されたものである。詳細については、坂井前掲註2)、(1)254頁以下、(2・完)555頁以下を参照されたい。とはいえ、ゾームがゲルマン人の祖先崇拜を取り上げているのに対し、クーランジュの議論は主としてギリシャ・ローマを素材としている、という相違があることには注意を要する。

ヲ離レテ社会福利ノ分配ニ当ルコトヲ得ヘキナリ」⁸⁰⁾と論じるようになったことは、極めて大きな変化であろう。この点において、ゾームの影響力は重大であったと言ふべきである。

また、家族法は公法であるとする説は、八東の国家論・法論の中核をなす命題である。このことは「我国ハ祖先教ノ国ナリ家制ノ郷ナリ権力ト法トハ家ニ生レタリ」⁸¹⁾というよく知られた一節に、顕著に示されている。しかし、1904年の論文において、八東のこの見解は揺らぎを見せる。八東は、「親族財産法ハ私法ナレトモ純粹親族法ハ私法ニ非スト云フ意見ハゾームモ之ヲ唱ヘタルコトアリ」としつつも、「社会変遷ノ過渡ノ時代ニ在リテハ家族親族ノ関係カ法律上稍々曖昧タル地位ニ在ルコトヲ免レサルヘシ社会ノ実質其者カ曖昧タル地位ニ在ルカ故ナリ」⁸²⁾と述べ、家族法の公法的性質について、疑問を呈している。ここで注目すべきは、八東がゾームの見解について「唱ヘタルコトアリ」と過去形で語っている点であろう。先に述べたとおり、ゾームが家族法全体を私法に分類するようになったのは1898年のことである。つまり、八東は帰国後においてもゾームの著作に接し続け、その改説を認識していたのである。この点から、八東のゾームに対する関心の深さが伺えるのではないだろうか。

2 思想枠組における類似と相違

さらに、以上のような穂積八東の著作から直接に引き出せるトピックを越えて、両者の構造的な類似を指摘してみたい。第一に挙げられるのは、両者にとっての権力の重要性であろう。権力に服従することで人は初めてその生存を確保できるとゾームが説くように、八東もまた、「国家の主権は民衆の服従する所にして国家及個人の生存福利の淵源なり」⁸³⁾と論じ、権力への絶対・無限の服従を主張している⁸⁴⁾。

第二に、そのような権力秩序の背後に、何らかの倫理的価値を想定する点も、

80) 穂積八東「国家全能主義」『論文集』（初出1890年）192頁。

81) 穂積八東「民法出テ、忠孝亡フ」『論文集』（初出1891年）223頁。

82) 穂積八東「公法ノ特質」『論文集』（初出1904年）617頁。

83) 穂積八東『国民教育 愛国心』第3版、有斐閣、1910年（初版1897年）、73頁

84) 穂積八東『国民教育 憲法大意』第3版、八尾書店、1897年（初版1896年）、31頁。

両者に共通していると思われる。それは、ゾームにおいてはキリスト教であり、八東においては祖先教であった。ただし、民族団体の権力を直接祖先教によって基礎づける⁸⁵⁾ことは、ゾームの意図するところではなかった。超歴史的に民族団体の存在を想定する八東と、戦争によって実際にドイツ「民族」が形成される現場に立ち会ったゾームとでは、民族団体に付与すべき理念は異なってくるのである。

そして、両者の掲げた価値の相違が、穂積八東とゾームとの決定的な相違を導くこととなる。八東の掲げた祖先教は、キリスト教的価値観に対する対立物である⁸⁶⁾。祖先から子孫へという権力的関係によって国家全体を論じることによって、ゾームの思想の中に強く染みついていた自由のモメントは、消し去られているのである。

V 結語

以上の検討を経て導き出される推測は、穂積八東はルドルフ・ゾームの法思想を撰取しつつ、その根幹のみを換骨奪胎して、日本への応用を図ったのではないか、ということである。「欧洲制度沿革史」——つまり法制史——を公法学と並ぶ専攻として学んでいた八東には、ゾームの教えを受け容れる動機が存在した。そして、法史を学ぶ過程で、ゾームにおけるキリスト教の代替物として見出した

85) 「子孫が家に於ける父母を仰ぐは、家に於ける祖先が今尚在ますが如しと思ふのである国民が国に於ける皇位を仰ぐは民族の始祖が今尚在して此民族を支配したまふが如く観念するからは是は神聖にして侵すべからざる有難き者と云ふ観念を生ずるのであります。」(穂積八東『国民道徳の要旨』国定教科書共同販売所、1912年、18-9頁)

86) 「欧洲ハ彼ノ宗教行ハレシヨリ独尊ノ天帝ハ人類ノ敬ト愛トヲ専有シ子孫マタ祖先ヲ拜スルコトヲ知ラス於茲乎孝道衰フ平等博愛ノ主義行ハレテ民俗血族ヲ疎ンス於茲乎家制亡フ」(穂積八東「耶蘇教以前ノ欧洲家制」『論文集』(初出1891年)219頁)。この「平等博愛ノ主義」は、Ⅲで引用した文章に何度も登場しているように、ゾームが民族ないし国民を「兄弟」関係として捉えている点からも窺い知ることができる。また、八東がゾームのキリスト教論を受容しなかった事情としては、学生時代の八東自身が君主主権論を採っていたこと(Ⅱ I参照)、帝国憲法起草作業の根幹を担った伊藤博文や井上毅が八東の留学に対して影響力を行使していたこと(長尾前掲註4)、290-1頁)、などが関係していると思われる。

のが、キリスト教以前の欧州であり、フェステル・ド・クーランジュの祖先崇拜論だったのではないだろうか。そうであるならば、天皇の主権を擁護し、国民道徳を盛んに語った穂積八東の学問は、一般に懐かれているような「日本的」というイメージとは裏腹に、かなりの程度「洋風」であったと言えるであろう。

このような想定はやや行きすぎであると思われるかもしれない。しかし、このことは、穂積八東という人物を語る上で重要となる、別の問題へのヒントになるのではないかとと思われる。リチャード・マイニアは、西洋法思想を学んだ八東は結局のところ、「日本の伝統思想に強く依拠しており、その法思想は江戸思想の一般的な法観念を保持し、天皇観は水戸学と国学のそれと密接に関連して」いた、と述べている⁸⁷⁾。日本の法思想史を系譜的に観察する場合には、そのような見立ては有益ではあろう。しかし、法学者の学説の成立過程を跡づけるという作業においては、この視点は一種の飛躍を含むものとなるのではないか。少なくとも八東については、『憲法義解』や教育勅語といった権威的テキストの参照に留まらずに、自覚的に「日本の伝統思想」に連なろうとした形跡は見られないのである。そこに置かれているのは、日本的なるものと擬制された舶来の祖先教諭であり、それによって権力を与えられ、社会的使命を果たす天皇である。法学の継受について観察する際には、ラーバントか、さもなくば日本思想か、といった二者択一に逢着する前に、ある学者が何を学んだのかについて、より広い視野から検討を加えることが求められるのではないだろうか。

いずれにせよ、本稿においてゾームと穂積八東との関係性を論じ切ったとは到底言えず⁸⁸⁾、また、より深く八東の学問の成立を理解するためには、『憲法義解』や教育勅語の淵源をなすと思われる「日本の伝統思想」にも、やはり踏み込む必要がある。これらについては、今後の課題としたい。

87) マイニア前掲註1)、172頁。

88) IV 2で述べたように、ゾームと八東は、法とその背後にある何らかの価値を総体として認識し、関係づけようとする点において、共通する学問的傾向を有している。しかしながら、この点をより詳しく検討するためには、本稿では検討できなかったゾームの教会法論に立ち入る必要がある。「教会法は教会の本質と矛盾する」(Sohm, Rudolph: Kirchenrecht, Bd. I, 2. Aufl., München und Leipzig 1923, S. 1.)というゾームのよく知られた定式は、この問題に深く関わるものであろう。